## 中土佐町地球温暖化対策実行計画の計画期間延長について

## 1. 趣旨

地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項の規定に基づく、中土佐町の事務・事業に起因する 温室効果ガスの排出量の削減等に関する「中土佐町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行 計画」という。) は、今年度末で計画期間が満了しますが、以下の理由により、今年度末ま での期間を 5 年延長し、2023 年度末までとすることとします。

理由: 更新後の実行計画における、新たな削減目標を設定する際の基準となる二酸化炭素の排出実績について、新庁舎での1年分の数値が蓄積されていないため。

## 2. 庁舎の環境配慮内容(※)

- ・ピット内に雨水貯留槽を設け、潅水等に利用
- ・全館に省電力で長寿命な LED 照明を採用
- ・昼光センサーによる照度制御を行い、無駄をなくす
- ・Low-E ガラスによる高断熱化により、冷房負荷を低減する
- ・建物周囲に庇を設け日射遮蔽を行い冷房負荷を削減